

裁 決 書

審査請求人

福島県相馬市中村字大手13

処分庁 福島県相馬市福祉事務所長

上記審査請求人から、平成18年4月5日付けで提起のあった上記処分庁の保護廃止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

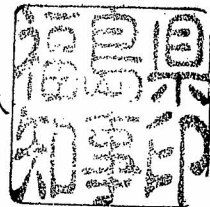
本件審査請求の趣旨は、保護廃止の決定の取り消しを求めるものであるが、相馬市福祉事務所においては、平成18年4月についても保護継続されており、審査請求の対象となるべき保護廃止処分は存在しないため、不適法である。

よって、行政不服審査法第40条第1項により主文のとおり裁決する。

なお、この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

平成18年 5月10日

福島県知事 佐藤 栄佐久



裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

福島県会津若松市追手町7番40号
処分庁 福島県会津保健福祉事務所長

上記審査請求人から、平成18年4月10日付けで提起のあった上記処分庁の保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分の「保護の開始の時期」を、「平成18年1月27日」と変更する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、処分庁が平成18年3月29日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく、「保護の開始の時期」を「平成18年3月2日」とする保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）について、平成18年1月27日[REDACTED]に対し請求人の妻が口頭で行った生活保護申請が有効であることを認め、保護の開始の時期の変更を求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人が主張する本件審査請求の理由は次のとおりであり、請求人はこの点から、本件処分の適用日は違法または不当であると主張しているものと解される。

- (1) 請求人の妻（以下「妻」という。）は、請求人が平成18年1月26日に[REDACTED]の再発により入院したことにより医療費の支払いが困難になると考え、翌日の平成18年1月27日[REDACTED]を訪れ、同町生活保護担当職員（以下「町担当職員」という。）に対し「生活保護の申請をしたい」と生活保護申請の意思を表示した。
- (2) 町担当職員からは、「[REDACTED]と言われたが、妻は[REDACTED]保護申請として取り扱ってもらえるものと考えていた。」
- (3) 妻は処分庁の調査を待っていたところ、請求人の手術予定日が決まったことから、平成18年2月10日、再び[REDACTED]を訪れ手術予定日（この時点では2月22日）を告げた。これに対し、町担当職員からは18年1月27日と同様の説明があった。
- (4) 平成18年2月22日、妻は[REDACTED]を訪れ、請求人の手術が平成18年2月23日に行われることになったことを伝達した。
- (5) 平成18年3月2日、請求人は生活保護申請に係る処分庁の調査を受けた。
- (6) 平成18年4月6日、請求人は処分庁から保護決定通知書を郵送で受け取った。その通知の中で「保護の開始の時期」が平成18年3月2日であることを知ったが、生活保護は申請の原則に基づいて開始するものと聞いており、最初に妻が保護申請の意思表示を行った平成18年1月27日から生活保護の適用を受けられるはずである。

第2 処分庁の弁明の要旨

処分庁である会津保健福祉事務所長は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、その理由として次のように述べた。

- 1 平成18年1月27日妻が[]を訪れ []
[]生活保護の申請をしたい。」との相談があったが、町担当職員が申請理由を確認したところ、入院期間が約2週間と短期間の話であったため、生活保護に頼らないで乗り切るよう社会福祉協議会の一時貸し付け等の利用について助言した。
妻は、これを受け保護申請について言及せずに帰った。
- 2 平成18年2月10日、妻が[]に来庁した。町担当職員は他の問題事案の対応に追われていたため、具体的に何を話したか覚えていない。
- 3 平成18年2月22日、妻が[]に来庁し、「主が明日手術するので生活保護の相談をしたい。」と申し出たため、町担当職員は、処分庁に連絡し相談日の調整を行った。
- 4 平成18年3月2日、処分庁は新規申請相談を行った。その時、申請人から「入院した翌日に妻が役場に行ったのだから平成18年1月27日から保護してほしい。」旨の申し出があったが、保護開始申請書を受理していないためできない、保護開始申請書の記載日からとなる旨説明した。保護開始申請書については印鑑を所持していないため、妻から提出して貰うこととし、同意書へ記名を求めた。
同日、請求人の自宅で妻と面接し、保護申請日について妻から「平成18年1月27日からにならないか。」との申し出があったが、保護開始申請書を受け取っていないためできないことなど、生活保護制度について「生活保護のしおり」により説明した。本人は了承し、保護開始申請書を提出した。
- 5 平成18年3月29日、処分庁は保護開始を決定し、法施行規則第2条第1項「法第24条第1項又は第5項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。」の規定に従って、「保護の開始の時期」を平成18年3月2日とした決定通知を請求人へ発送した。

第3 請求人の反論の要旨

- 1 平成18年1月27日の面接時に、町担当職員から医療費の支払いについて社会福祉協議会の貸し付けにより乗り切るよう助言があったとされているが、そのような助言はなかった。
- 2 平成18年3月2日の面接時に当日の日付の保護開始申請書を提出したことについて、反論ができず了承せざるを得なかったのであって、生活保護申請日を平成18年3月2日と認めたわけではない。
- 3 保護開始申請書が[]に常備されていることや、[]に保護開始申請書を提出しなければならないということについては説明がなく知らなかった。

第4 審査庁の事実認定及び判断

1 事実認定

- (1) []
[]、町担当職員においては、[]
面接により請求人の疾病の状況や世帯の収入状況について把握していた。
- (2) この[] 請求人は[]手術を受けた。また、請求

人は平成13年12月を初診として[]の治療を受けており、平成16年7月には[]に同様の手術を受けた経過がある。[]

(3)

(4) 請求人の仕事は屋外での[]で、体力を要するものであった[]。その後、請求人は平成18年1月14日から[]が悪化し、自宅療養の後、平成18年1月26日入院した。

(5) 妻は請求人入院の翌日である平成18年1月27日[]を訪れ、町担当職員に対し、請求人の入院の事実、及び[]に処分庁職員からまた入院するようなことがあったときには相談するよう言われていたことを伝え、生活保護申請の意思を表明した。これに対し、町担当職員から保護開始申請書の作成及び提出についての説明及び保護開始申請書用紙の交付はなされなかった。妻は面接中、保護申請意思を撤回するような言葉は述べなかった。また、町担当職員から、その日の妻の意思表明を生活保護申請として扱わないという説明もなかった。その他助言指導等にかかる内容については面接記録が作成されていないため、客観的に認めうる内容は見いだせない。

(6) 妻は保護申請手続きが進んでいると考え、処分庁の調査を待っていたところ、請求人の手術予定日が決まったことから、平成18年2月10日、再び[]を訪れ、町担当職員に対し、手術予定日（この時点では2月22日）を告げた。これに対し、同町担当職員は何らの対応を取らなかった。

(7) 平成18年2月22日、妻は[]を訪れ、町担当職員に対し、請求人の手術が平成18年2月23日に行われることを伝達した。これによって町担当職員は処分庁に請求人の保護申請意思を伝達し、調査の日程調整を図った。

なお、処分庁への連絡が行われたこの時点においても、町担当職員から保護開始申請書の交付及び提出についての説明はなされなかった。

(8) 平成18年3月2日、請求人に対して、入院先の[]において処分庁の調査が実施された。また、同日、請求人への調査後、請求人の自宅で妻に対して処分庁の調査が実施された。妻はこのとき処分庁職員から、保護開始申請書の提出によって生活保護申請と取り扱われる旨の説明をされた。妻は最初に保護申請の意思表示を行った平成18年1月27日



から生活保護を適用するよう求めたが、その後、処分庁職員の教示に従って、調査日の日付を記載した保護開始申請書を提出した。しかし、平成18年1月27日に町担当職員に保護申請意思を表示し、その後も2回にわたり手術予定を伝達するなどしていたことから、保護開始日が3月2日となることについて了解してはいなかった。

- (9) 平成18年4月6日、申請人は処分庁から郵送された保護決定通知書を受け取り、「保護の開始の時期」が平成18年3月2日であることを知った。そして、請求人はこの決定が不当または違法であると考えて、平成18年4月10日、審査請求書を審査庁である福島県保健福祉部生活福祉領域地域福祉グループあて送付した。

2 判断

- (1) 生活保護の申請における町村長の役割については、法第19条第7項に実施機関の一つとして「保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること」と規定されており、これは法第84条の4の規定のとおり地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。

また、この執行については、「生活保護法の一部を改正する法律の施行について(依命通知)(昭和26年9月13日)(厚生省発社第80号)」(各都道府県知事あて厚生事務次官通知)の第三「保護の実施に関する事項」の3の(2)に「町村長は改正法第19条第7項第2号により保護の申請を受けた場合は、自己の判断で却下することはできないから、必ず福祉事務所長等に通達しなければならないものであり、口頭で申請があつた場合においても所定の申請書を作成せしめ」とあり、保護申請の意思表示があつたときには、保護開始申請書用紙を交付し、申請者が自分の意思で申請書を提出できるように援助する役割を負っていた。

さらに、この具体的な事務処理については、処分庁提出の参考資料「生活保護事務処理手引き書」に、「(1)相談」に「本人に保護申請意思があることが確認された場合には、速やかにその旨を所管する福祉事務所に連絡してください。また、相談の内容について面接記録表及び受付簿を作成し、整理してください。」、(2)申請手続き」に「生活保護申請書、その他必要な書類を交付し、記入に際しては、親身に相談に応じるなど、申請が円滑にできるように援助してください。」と記載されているとおりである。

- (2) これに対し、平成18年1月27日、請求人の妻が生活保護の申請意思を表示したにもかかわらず、保護開始申請書用紙を交付せず、書面により保護申請をするよう援助もしなかった。

また、平成18年2月10日妻が請求人の手術予定日をへ伝達しに行った事実から、妻は平成18年1月27日に口頭で行った生活保護申請が有効に取り扱われていると考えていたと推定されるが、においては、平成18年1月27日の妻の意思表示を保護申請と見なさないことを説明していなかったばかりか、平成18年2月10日においても法に定められた対応がとられていなかった。

さらに、請求人の世帯がその経済状況が十分認識されていたことに鑑みれば、これらは違法又は不当な取扱いと言うべきである。

- (3) 次に、保護申請の時期について検討すると、処分庁は、妻が法施行規則第2条第1項に「法第24条第1項又は第5項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。」との規定により定められている保護開始申請書を提出しなかったから保護申請と扱えないと主張している。

しかし、生活保護法を所管する厚生労働省では、生活保護の開始申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法によらなければならないような様式行為ではなく非様式行為であって、生活保護法施行規則第2条第1項の規定は書面による申請を保護の要件としてい

るものではなく、口頭申請が認められる余地があることや、口頭で生活保護申請の申し出があった場合には、改めて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での申請が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聞き取り書面に記載した上で、その内容を本人に説明し署名捺印を求める等、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある等の見解を示している。

本件においては、妻が平成18年1月27日に[]に対して申請意思を表明したことは処分庁も認めているところであり、この時保護開始申請書の提出がなかったのは、前記のとおり[]が保護開始申請書用紙を交付しないなどの不適当な取扱いをしたためであることから、平成18年1月27日に保護開始申請が行われたものと認めるのが相当である。

- (4) また、妻が平成18年3月2日付けの保護開始申請書を作成したことについて、平成18年1月27日の保護申請意思の撤回と見なすことができるかどうかについてであるが、平成18年3月2日は、たまたま処分庁の調査が行われた日であるに過ぎず、妻はこの時も平成18年1月27日から認めてほしいと表明しており、平成18年3月2日という日付は、請求人及び妻の保護申請意思に起因していない。

さらに、妻は、この時初めてこの生活保護申請について不適当な取扱いがなされていたことを知り、これ以上手続きが遅延することを甘受できない状況に置かれていたことを十分考慮する必要がある。

[]が保護申請について適切な事務処理を行っていれば、このような申請書が作成されることはなかったのであるから、妻が処分庁職員の教示に従い平成18年3月2日付けの保護申請書を提出したことを、平成18年1月27日の保護申請意思の撤回と見なすことはできない。

- (5) 次に、平成18年1月27日時点での請求人世帯の保護の要否について検討すると、[]の調査と平成18年3月29日付け決定にかかる調査により、請求人世帯の収入は把握されていることから、請求人の就労収入の喪失により保護を要する状態だったと認めるのが相当である。
- (6) 妻が猪苗代町に対して行った、平成18年1月27日、同2月10日、同2月22日の計3回の保護申請意思の表明及び申請手続きの督促は、申請人の入院による生活維持困難という一つの申請要因に基づく一連の行為であり、それが実施機関の不適当な取扱いによって遅延したのであるから、平成18年1月27日から保護を適用し、その上で法の規定に従い必要な保護を実施する必要があると認められる。

よって、行政不服審査法第40条第5項により主文のとおり裁決する。

なお、この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

平成18年7月10日

福島県知事 佐藤 栄佐久

